

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

※宮城県を対象とする令和6年次会計実地検査（検査期間：令和6年12月2日から6日まで）の指摘を受け、一部事業の事業費額、国費額を修正

計画名称	仙台市東日本大震災復興交付金事業計画
計画策定主体	宮城県・仙台市
計画期間	平成23年度～令和3年度
計画に係る事業数	75事業（県3事業、市72事業）
計画に係る事業費の総額	2,345億円（国費 1,939億円）
東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況 （被災状況） （1）最大震度 平成23年3月11日 震度6強（宮城野区） （2）人的被害 市内で死亡が確認された方904名、負傷者 重傷276名、軽傷1,999名 （3）被害推計額 本市では、地震や津波によって公共施設や住宅・宅地、産業関連施設が大きな被害を受け、その被害推計額は1兆3,829億円にのぼった。 （4）建物被害 全壊30,034棟、大規模半壊27,016棟、半壊82,593棟、一部損壊116,046棟 （5）津波被害 ・地震のあった平成23年3月11日14時46分の約1時間後、東部沿岸部を津波が襲った。この津波による東部沿岸地域の浸水被害は、浸水世帯が8,110世帯、浸水面積が4,523haであった。 ・沿岸部にあった中野小学校、荒浜小学校、東六郷小学校では屋上等に児童・生徒や教職員、地域住民などが避難し、学校自体も甚大な被害を受けた。また、海岸沿いには本市のガス局製造工場や下水処理施設、消防ヘリポート等もあったが、いずれも浸水・流出するなどインフラ施設も大きな被害を受けた。 （現況） 本市では早期の復興を図るため、平成23年11月に被災地最短の5か年の震災復興計画を定め、「ともに、前へ仙台」を合言葉とし、市民の皆様と力を合わせ復興への歩みを進めてきた。 この間、津波で被災した東部沿岸地域からの集団移転や内陸丘陵部の被災宅地の復旧、復興公営住宅の整備など住まいの再建に関する事業を最優先に取り組むとともに、かさ上げ道路を始めとする多重防御システムの構築や経済や農業の復興など、多角的な取組を着実に実施し、計画期間を終えた。 現在は、巨大地震と津波を経験した唯一の100万都市として、国連防災世界会議の開催や震災遺構仙台市立荒浜小学校の公開等により、震災の経験と教訓を国内外に発信するとともに、減災を基本とする防災の再構築や再生可能エネルギーの活用等、防災性・環境性に優れた都市を目指す「防災環境都市づくり」に取り組んでいる。	
復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要※事業費額は交付対象事業費額	
①道路事業（事業費：20,230,279千円、国費：15,678,465千円）	
・事業期間 平成24年度から令和元年度	

- ・整備延長 合計約 14.0 km
- ・東部沿岸地域を縦断している既存の県道塩釜亘理線等のかさ上げ、津波避難道路の整備を行った。

②災害公営住宅整備事業（事業費：77,060,942 千円，国費：67,369,279 千円）

- ・事業期間 平成 24 年度から平成 28 年度
- ・平成 28 年 6 月末までに市内 47 カ所、3,167 戸完成、全地区の整備が完了した。

③災害公営住宅家賃低廉化事業（事業費：13,466,923 千円，国費：11,692,380 千円）

- ・事業期間 平成 25 年度～令和 2 年度
- ・近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 16,526 世帯の居住の安定に寄与した。

④造成宅地滑動崩落緊急対策事業（事業費：26,875,905 千円，国費：20,448,474 千円）

- ・事業期間 平成 23 年度から平成 28 年度
- ・青葉区折立五丁目地区など市内 160 地区、区域面積約 180ha において事業を実施した。

⑤被災市街地復興土地区画整理事業（事業費：2,808,208 千円，国費：2,106,140 千円）

- ・事業期間 平成 24 年度から令和 2 年度
- ・震災により甚大な津波被害を受け、災害危険区域に指定し住宅移転を促進した本市蒲生北部地区において、都市基盤の再整備と土地の整理集約を行い、土地利用の向上を図った。

⑥下水道事業（事業費：19,039,468 千円，国費：14,356,448 千円）

- ・事業期間 平成 25 年度から令和 2 年度
- ・震災による地盤沈下で浸水被害の拡大が懸念される本市原町東部、霞目及び蒲生・白鳥地区の浸水対策として、雨水排水施設を整備した。
- ・また、被災した東部沿岸地域世帯の移転先地区を対象に、雨水を集約して排水できる施設を整備することで移転に係る宅地の充足と移転先地の早期確保を図った。

⑦防災集団移転促進事業（事業費：47,226,955 千円，国費：41,158,345 千円）

- ・事業期間 平成 24 年度から平成 29 年度
- ・沿岸部においては災害危険区域に指定した地域、丘陵部においては「造成宅地滑動崩落緊急対策事業により対策を施しても将来における宅地の安全性を保障することは困難」との専門家意見を受けた地域において、宅地の買い取りや移転費助成を行った。
- ・また、企業誘致により雇用を創出し、移転対象者をはじめとする被災者の生活再建を支援した。

⑧市街地効果促進事業※仙台市分（事業費：15,986,470 千円，国費：12,789,117 千円）

- ・事業期間 平成 24 年度から令和 3 年度
- ・上記②、⑤、⑦の事業に関連して各種事業を実施し、防災集団移転元地の利活用等、一部事業を令和 3 年度まで延伸したが、大幅に遅れることなく必要な基盤整備を終えることができた。

- ⑨被災地域農業復興総合支援事業（事業費 1,861,969 千円、国費：1,396,823 千円）
- ・事業期間 平成 24 年度から平成 27 年度
 - ・震災により営農が困難となった津波被災地域において、必要な農業用施設や機械等を市が一体的に整備・貸与することにより、地域の営農再開を支援した。
 - ・また、効果促進事業として行った「農と食のフロンティア推進事業」により、農業をはじめとする地域産業の振興を図った。
- ⑩埋蔵文化財発掘調査事業（事業費 67,582 千円、国費 50,687 千円）
- ・事業期間 平成 23 年度から令和 2 年度
 - ・発掘調査件数 75 件
 - ・個人住宅・店舗等の新築、改修等、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を助成した。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

・仙台市復興計画では、被災者の一日も早い生活再建、津波から命を守る減災型の多重防御システム構築、力強く農業を再生する農と食のフロンティア創造など、復興に向けた 10 の目標を「100 万人の復興プロジェクト」として掲げ、重点的に事業を進めてきた。

・②災害公営住宅整備事業や④造成宅地滑動崩落緊急対策事業、⑥下水道事業等により住環境の整備が図られ、また、⑩埋蔵文化財発掘調査事業においても、埋蔵文化財の記録保存を図るとともに、個人専用住宅等の早期復旧に寄与した。

・⑤被災市街地復興土地区画整理事業による企業立地の促進や、⑦防災集団移転促進事業の効果促進事業として実施した移転跡地の利活用事業により、体験型観光果樹園、温泉・農産物販売・飲食の複合施設など、民間の自由な発想を活かした様々な事業が開始され、雇用や交流人口の創出に寄与しており、今後も当該地区の新たな魅力の創出が期待されているところである。

・また、⑨被災地域農業復興総合支援事業においても、早期の営農再開支援や 6 次産業化の担い手となる農業者の育成、商工業者との連携による付加価値の高い新商品・サービスの開発を促進することで、津波被災地域の農業地帯を中心に地域産業の振興が図られた。

・①道路事業で整備した東部復興道路についても、多重防御の要として東部沿岸地域の津波防災・減災に資することはもとより、東日本大震災とその復興を後世に末永く伝えるシンボルとしての役割を担うほか、前述の防災集団移転跡地を活用した交流・観光施設へのアクセス性が向上することによる賑わい創出にも寄与している。

・以上のことから各事業の有用性は高く、また、経済性の面においても、各事業において、工事費の設計・積算を行う際は標準積算基準書等により予定価格を算出し、仙台市契約規則等に基づき入札を行うなど、適正な経費により執行され経済性が確保されている。

○復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点

⑧市街地効果促進事業において、事業者の撤退や地元調整等に不足の日数を要したこと等により事業期間を延長した事業があったものの、設計及び工事の工程管理を綿密

に実施し、切れ目なく事業の推進を図った結果、大幅に遅れることなく事業を完了していることから、改善が可能であった点は特になしと考えられる。

○総合評価

・仙台市震災復興計画は、21 世紀半ばを展望した「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けて、本市の今後 10 年間のまちづくりの方向性を示す「仙台市基本計画」を補完し、震災復興を推進するものとして位置づけられた。

・東日本大震災は、これまでの防災対策や都市エネルギーのあり方を根底から揺るがすこととなった。その復興に際しては、過去の延長にとらわれることなく、柔軟な発想に基づき、明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要であった。

・このことを踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策の体系化、計画的推進により、復興公営住宅整備等における被災者の一日も早い生活再建、農業の再生、宅地の安全確保と復旧支援などに取り組み、被災地最短の 5 年間で復興計画期間を終えた。

・この間の取組は、平成 27 年 3 月に開催された「第 3 回国連防災世界会議」をはじめ、機会を捉えて発信してきたところである。

・現在も、東日本大震災を経験した大都市として、また、国連防災世界会議の成果文書である「仙台防災枠組」の採択都市として国内外の防災・減災に貢献するべく、震災遺構仙台市立荒浜小学校の公開等による震災メモリアル事業の実施や、減災を基本とする防災の再構築や再生可能エネルギーの活用等、防災性・環境性に優れた都市を目指す「防災環境都市づくり」の取組について継続的に発信している。

・以上のとおり、本市における復旧・復興は着実に進捗し、当初の目標が達成されていると評価することができる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

個別事業の実績については、事業担当部局（県事業：農政部農村振興課，農政部農村防災対策室）で実施した各事業を、評価担当部局（市事業：まちづくり政策局防災環境都市推進室、県事業：企画部総合政策課）で評価した。

総合的な実績については、仙台市まちづくり政策局政策企画部政策企画課が中心となり、宮城県企画部総合政策課の確認を得ながら評価を行った。

担当部局

宮城県総務部財政課 電話番号：022-211-2314

仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室 電話番号：022-214-1117